

新潟市災害援護資金貸付 管理システム導入業務

要求仕様書

令和 8 年 9 月
新潟市福祉部福祉総務課

目 次

1	目的.....	1
2	業務要件.....	2
2. 1	業務の範囲.....	2
2. 2	運用について.....	2
3	システム要件.....	3
3. 1	システム及び機器の処理能力.....	3
3. 2	システム及び機器の基本要件.....	3
3. 3	保守・運用管理.....	4
3. 4	配置技術者.....	5
4	システムに必要な機能.....	6
5	調整事項.....	7
5. 1	システム及び機器の検証等.....	7
5. 2	機能確認試験及び検収.....	7
5. 3	納入.....	7
6	特記事項.....	8
6. 1	機密保持等.....	8
6. 2	保証期間（瑕疵担保責任期間）.....	8
6. 3	その他.....	8

1 目的

災害援護資金貸付金は、大規模災害等の被災者の生活を支援するため、資金を貸し付けるものであり、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害においては、100件以上の貸し付けが行われている。

災害援護資金の償還は、3年間の据置期間（特別の場合は5年）と7年間の償還期間（特別の場合は5年）の計10年間での償還となり、債権管理にかかる期間が長期に渡ること、また、貸付に所得制限が設けられるなど、比較的低所得の者を対象とした貸付であり督促・催告などの債権管理にかかる業務の発生も予想されることから、災害援護資金の貸付から納付書の発行、督促等にかかる一連の業務を包括的に管理するシステムを導入するものである。

システムの導入にあたっては、災害援護資金貸付金の貸付・償還にかかる事務について、以下に掲げる必要な処理を過不足なく実施できることのみならず、納付書の発行等、手作業では事務量が過大になると想定される事務について、システムによる省力化を行うことなどを目的とする。

（１） 令和6年能登半島地震の特例に対応する柔軟な設定

災害援護資金貸付金制度は、通常、利率が3%、償還期間が10年（うち据置期間3年）となっているが、令和6年能登半島地震の特例により、利率は1% 保証人 ありの場合無利子の特例に対応し、令和6年能登半島地震に係る借受人の適切な償還管理を行う。

（２） 借受人の現状に即した多様な償還計画の作成

災害援護資金の償還においては、随時に繰上償還が可能であるため、借受人の繰上償還の状況に応じ、随時、償還計画を修正するとともに、任意内入れ（分割納付）等を行う借受人についても、適時適切に償還計画の修正を行う。

（３） 納付書の出力等への対応

災害援護資金貸付金の償還においては、貸付日や償還方法の違いにより、借受人ごとに個別の償還期限が設定されることになることから、指定の期日が到来したときは、納付書の出力に係るデータの作成等を行うことを可能とする。

（４） 運用支援及び保守管理体制の整備

システムの安定稼働及び障害発生時等における迅速かつ適切な対応等が可能な体制を整備する。

2 業務要件

2. 1 業務の範囲

本業務の主な範囲は、次のとおりである。

ここに挙げられた各作業については、特に記述がない限り、本市の示す方針等に従い、全て事業者が行う。市は、方針等の指示、及び作業結果等の確認を行うものとする。

また、次に示すもの以外に本業務の遂行に必要と思われる作業等がある場合は本提案に含めること。その際は、企画提案書に記載すること。

(1) システム構築

システムの稼働にあたり必要な借受人等のデータを入力する。

機器の設置・設定を行う。（発注者で保有しているPCを利用する）

(2) システム機器の導入

システム機器（ソフトウェア）の導入を行う。

(3) システム・保守管理

システム及び機器の安定稼働を図るための運用・保守管理を行う。

システム障害、機器等の故障への対応を速やかに行う。

(4) その他

本事業の適切な運用管理にあたって必要な情報提供を含め、調整・支援する。

2. 2 運用について

運用業務の範囲は基本的に「3. 3 保守運用(p4)」のとおりとする。

3 システム要件

システムの主な環境的要件は次のとおり

3. 1 システム及び機器の処理能力

システムに関する機器は、インターネット等の外部ネットワークへの接続をせず、簡易サーバ方式での運用管理を行うことを想定している。

システムの構成については、貸付件数やシステムの処理能力を次のとおり想定し、想定内の負荷状況において処理の遅延がないこと、かつ、システムへの不正アクセスや改ざん等に対する情報セキュリティ対策が講じられた万全な状態で構成することを前提とする。

項 目	想 定 数
貸付件数（借受人登録数）	1 2 2 件
処理能力（想定条件）	現況届・納付書の作成、督促状の発行などの処理件数100件当たりの所要時間（印刷を除く）が 5 分程度以下であること。 また、想定数程度の借受人データが入力された状態でも、速やかなデータの処理が可能であること。

3. 2 システム及び機器の基本要件

本システムの基本要件は、以下のとおりである。

（1）機器

（発注者で準備するもの）

仕 様	
システム運用 ・データ管理 P C	(仕様) ・ OSはWindows 11 Proとする。 ・ Microsoft Office 365がインストールされている。 (事業者対応) ・ データ管理用ソフトとして、Microsoft SQL Server Express 最新版をインストールすること。 ・ 定期的なバックアップの設定をすること。 (機器数：1 台)
システム運用 P C	(仕様) ・ OSはWindows 11 Proとする。 ・ Microsoft Office 365がインストールされている。 (機器数：2 台)
プリンター	・ モノクロ出力のみ可能。また、印刷能力は以下の通り。 片面印刷時 A4ヨコ：32枚/分、A3：18.2枚/分 両面印刷時 A4ヨコ：22.4ページ/分 A3：10.8ページ/分 機器数：1 台

ウイルス対策	・ウイルス対策ソフトが導入されている。
マニュアル	・日本語マニュアルを添付すること。
特記事項	・ 障害が発生した場合には、迅速に事態を把握し、解消すること。 ・ 本システムに関連するアプリケーション等のサポートを行うこと。 ・ クライアントにソフトを入れる必要がある場合は、事業者が実施すること。 ・ 導入するソフトウェア（アプリケーション等）は、最低5年間セキュリティパッチや定義ファイルを提供すること（提供できない場合は事業者負担で5年の間にソフトの入れ替えやバージョンアップを行うこと）。

（２）その他の事項

※ 基本構成や本市が用意する設備等における確認事項は、実施要領に定める質問期間内に行うこと。

３． ３ 保守・運用管理

システム全般の保守及び運用管理業務の概要は次のとおりとすること。

（１）運用支援等

- ① システムの安定稼働に必要な情報の提供・説明及び支援
- ② 本市の要請に応じ、機器等の操作手順や機能・状況等の説明
- ③ 簡易な質問等に迅速に対応するヘルプデスクによる支援

（２）ソフトウェア保守

ソフトウェア保守については、次の業務内容を想定する。

- ① ソフトウェア等のアップグレード
- ② 障害対応時及び定期保守時の報告書提出
- ③ 障害復旧後、バックアップ媒体等からの復旧作業
- ④ その他正常な稼働を継続するために必要な作業

（３）定期作業

定期作業とは、システムが安定稼働するための定期的な運用管理を示し、次のような作業を想定する。

- ① システムのアップデート作業（随時）
- ② 年度切替等に伴う各種変更作業及び支援（年）

（４）障害対応

障害対応とは、故障・仕様に反する挙動を起こす等、システムの安定稼働に支障をきたす障害（不具合）に対応することを示し、次のような作業を想定する。

- ① 障害の切り分け、障害情報の収集・分析及び報告
- ② サービス停止時の復旧作業及び代替作業
- ③ 障害箇所の修理、調整及び報告
- ④ 必要に応じた再インストール、調整作業

3. 4 配置技術者

本業務は災害援護資金貸付管理業務において高度な知識と経験が求められていることから、受注者は以下の要件を満たす管理技術者、担当技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

進捗管理手法に精通し、他自治体等で同等のシステム運用に携わった経験を有すること。

(2) 担当技術者

災害援護資金貸付管理システムの企画・設計に関する知見や技術を有すること。

4 システムに必要な機能

システムの機能

本市が想定する管理システムの機能は、次のとおりである。

(1) 災害援護資金貸付業務

- ① 貸付申込者（借受人）・保証人の管理
- ② 貸付審査
- ③ 承認（不承認）通知発行
- ④ 償還計画の作成（繰上償還、分割償還、少額償還計画含み）

(2) 現況管理業務

- ① 現況届作成
- ② 現況管理
- ③ 借受人・返済者の変更履歴管理

(3) 償還管理業務

- ① 繰上償還管理（納付書・通知発行）
- ② 償還期間における通知・納付書発行
- ③ 分割償還・少額償還における通知・納付書発行
- ④ 償還状況管理

(4) 債権管理業務

- ① 督促状・催告状の発行及び管理
- ② 折衝記録の保存
- ③ 償還猶予・免除の管理
- ④ 分納誓約、分納管理（任意内入）
- ⑤ 相続管理

(5) 報告書等作成業務

- ① 貸付状況報告
- ② 貸付償還状況報告
- ③ 貸付金償還調書

(6) 複数事業への対応

- ① 今後も災害援護資金制度が活用される災害が想定されることから、一つのシステムで同時に複数事業（最低3災害）を管理できること。
- ② 災害に応じて貸付利率や償還期間等の特例措置が想定されることから、貸付利率（保証人有無）、償還期間（据置期間含み）、延滞利息等が柔軟に設定できること。

5 調整事項

5. 1 システム及び機器の検証等

- (1) 本番環境で稼働させる前に、事業者において十分なテスト検証を行い、動作不良等の不具合が発生しないことを確認すること。
- (2) 事業者によるテスト検証を終えた後、機能確認試験を受けることとし、問題ない場合は、検収を受けるまでの間、本番環境による十分な検証を行うこと。

5. 2 機能確認試験及び検収

- (1) システム管理担当課の立会いのもとに、機能確認試験を実施すること。
- (2) 機能確認試験において、機能の不備・不足があった場合には、速やかに機能修正を行うこと。
- (3) 機能確認試験のスケジュール、各仕様に合わせた試験項目票、試験結果報告書を作成、提出すること。
- (4) 機能確認試験の結果、合格とみなされた日をもって検収完了とする。

5. 3 納入

- (1) 納入期限
令和9年1月31日
なお、導入システムの本稼働は令和9年2月を予定し、問題がなければ検収とする。
また検収完了日が納入期限を越えないこととする。
- (2) 納入場所
新潟市福祉部福祉総務課

6 特記事項

6. 1 機密保持等

- (1) 本業務は、借受人等の個人情報扱う業務であり、導入作業及び保守作業を行うにあたっては、セキュリティ対策を十分に講じること。尚、受託者はセキュリティ対策が十分に行える体制を整えること。
- (2) 取り扱うデータの取扱いには、十分注意を払い、本市の資産等を庁舎外に持ち出す場合は、システム管理担当課の許可を得ること。
- (3) 契約終了時には、システム内で管理するデータ及びその資料を市に提供すること。

6. 2 保証期間（瑕疵担保責任期間）

引渡し完了の日から1年間は、システムにかかる瑕疵（不具合等）に対して、無償で保守等の対応を行うこと。

6. 3 その他

事業者は、導入するシステムの納入にあたり、必要書類の作成及び諸申請手続きを迅速かつ確実に行うものとし、諸申請手続きに必要な諸経費についても事業者が負担するものとする。

※ この仕様書は関係者以外閲覧禁止です。

[事務局]

新潟市福祉部福祉総務課